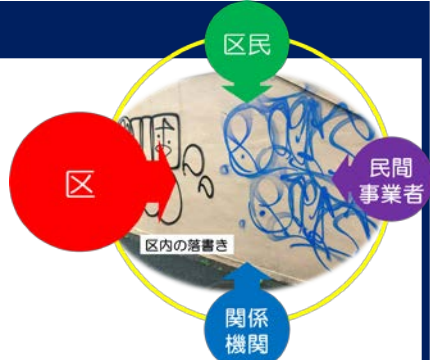






事業名	港区は「落書きゼロ」をめざします！		
ここがポイント	東京 2020 大会を見据え、港区を落書きのない安全・安心なまちとするため、「把握→消去→再発予防」の 3 ステップによる落書き消去事業を重点展開します。	事業費	3, 955 千円
概 要	<p>落書きは犯罪（刑法第 261 条「器物損壊罪」）であり、放置されているとまちの美観を損ね、区民等の不安感を増すばかりか、新たな犯罪を誘発する恐れさえあります。</p> <p>区は、落書きのない安全・安心なまちをめざして、町会・自治会や警察、企業等と連携して落書き消去活動をおこなってきており、平成 29 年度からは消去剤の無料貸与や塗装専門事業者の無料派遣等の「落書き消去支援制度」も開始しました。</p> <p>東京 2020 大会を目前に控えた今年度、落書き消去への取組を一層強化します。</p>		
	<p>ステップ1：集中的な現状把握の取組</p> <p>落書きの現状を明らかにし消去を加速的に推進するため、7月中旬から約1か月間、区職員に加え「落書き調査員」を投入し、落書きの場所・形状、落書きがある建物等の情報を調査します。区民、民間事業者、区内警察署等関係機関にも情報提供等の協力を仰ぎ、集中的な現状把握の取組を実施します。※「落書き調査員」を活用し集中的に調査を実施するのは23区初の試みです。</p> 		
	<p>ステップ2：消去のための取組を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 落書き被害に遭った建物等の所有者や管理者を区職員が訪問するなどして区の「落書き消去支援制度」を紹介し、消去に向けサポートしていきます。 ◆ 区、区民、民間事業者、区内警察署等関係機関が協働で実施する落書き消去キャンペーン等により落書き消去活動を積極的に推進します。  		
<p>ステップ3：再発予防の取組</p> <p>落書きの抑止に向けた啓発ポスターをはじめ、落書きを許さない意識を醸成するための広報等を積極的に実施し、落書きをしない、させないまちづくりに取り組みます。</p> <p style="text-align: center;">落書きゼロのまちへ</p>			
問合せ	<p>課 長 危機管理・生活安全担当 滑川 ☎ 03-3578-2533 (直通)</p> <p>係 長 防災課生活安全推進担当 安藤 ☎ 03-3578-2272 (直通)</p>		